

こども家庭庁長官が定める施設基準

発令 : 平成24年3月30日号外厚生労働省告示第269号

最終改正 : 令和6年3月15日号外こども家庭庁告示第3号

改正内容 : 令和6年3月15日号外こども家庭庁告示第3号[令和6年4月1日]

○こども家庭庁長官が定める施設基準

[平成二十四年三月三十日号外厚生労働省告示第二百六十九号]

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

こども家庭庁長官が定める施設基準

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のイ（（1）の（四）、（2）の（四）及び（3）の（四）を除く。）を算定すべき指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第五項及び第六条第六項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

（1） 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第六条第一項第二号に規定する児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）（以下この号において「児童指導員等」という。）並びに指定通所基準第五条第二項に規定する機能訓練担当職員（以下この号において「機能訓練担当職員」という。）及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。

（2） 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のイの（1）の（一）、（2）の（一）及び（3）の（一）を算定する障害児の数、同イの（1）の（二）、（2）の（二）及び（3）の（二）を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの（1）の（三）、（2）の（三）及び（3）の（三）を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のイの（1）の（四）、（2）の（四）及び（3）の（四）を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準イの（1）の基準を満たしていること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のロの（1）の（一）のa、b及びc、（2）の（一）のa、b及びc並びに（3）の（一）のa、b及びcを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の（1）及び（2）に該当し、又は（3）に該当する場合であって、かつ、（4）に該当すること。

（1） 指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

（2） 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が百分の七十以上であること。

（3） 指定通所基準第五条第四項の基準を満たしていること。

（4） 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの（1）の（一）のa、（2）の（一）のa及び（3）の（一）のaを算定する障害児の数、同ロの（1）の（一）のb、（2）の（一）のb及び（3）の（一）のbを算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの（1）の（一）のc、（2）の（一）のc及び（3）の（一）のcを算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のロの（1）の（一）のd、（2）の（一）のd及び（3）の（一）のdを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの（1）及び（2）に該当し、又は（3）に該当すること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のロの（1）の（二）のa、b及びc、（2）の（二）のa、b及びc並びに（3）の（二）のa、b及びcを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

（1） 指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

（2） 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの（1）の（二）のa、（2）の（二）のa及び（3）の（二）のaを算定する障害児の数、同ロの（1）の（二）のb、（2）の（二）のb及び（3）の（二）のbを算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの（1）の（二）のc、（2）の（二）のc及び（3）の（二）のcを算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ニ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)の(二)のd、(2)の(二)のd及び(3)の(二)のdを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2のこども家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第五条第四項の基準を満たしていること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3のこども家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の四 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の4のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のホの(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のホの(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準

指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する指定児童発達支援事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)のそれぞれのスコア(当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。)を合算した点数が四十点以上であること。

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

四 通所給付費等単位数表第1の8の4の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加えて、言語聴覚士を配置していること。

ロ 聴力検査室を有すること。

四の二 通所給付費等単位数表第1の9の2の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハのいずれにも該当すること。

イ 入浴支援加算の対象となる障害児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備につき衛生的な管理を行っていること。

ロ 障害児の障害の特性、身体の状況等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。

ハ 入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画(指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。)に位置付けていること。

四の三 通所給付費等単位数表第1の11の注1の2のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を一以上配置していること。

ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員(医療的ケアのうち^{かぶたん}喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあつては、認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)を含む。)を一以上配置していること。

四の四 通所給付費等単位数表第1の11の注1の3のこども家庭庁長官が定める施設基準

前号のロに該当すること。

四の五 通所給付費等単位数表第1の11の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三のイ又はロのいずれかに該当すること。

四の六 通所給付費等単位数表第1の11の注3のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三のロに該当すること。

四の七 通所給付費等単位数表第1の12の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 児童発達支援計画（指定通所基準第二十七第一項に規定する児童発達支援計画をいう。）に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が五時間である障害児を受け入れることとしていること。
- ロ 指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が六時間以上であること。
- ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

五 通所給付費等単位数表第1の12の注3のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定通所基準第三十七条（指定通所基準第五十四条の五及び第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。
- ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、児童発達支援を行うこと。
- ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

六及び七 削除

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1から注1の3まで及び注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの（1）の（一）、（二）及び（三）、（2）の（一）、（二）及び（三）並びに（3）の（一）、（二）及び（三）を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第五項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

次の（1）又は（2）のいずれか及び（3）に該当すること。

- （1） 指定通所基準第六十六条第一項の基準を満たしていること。
- （2） 指定通所基準第六十六条第四項の基準を満たしていること。
- （3） 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第3の1のイの（1）の（一）、（2）の（一）及び（3）の（一）を算定する障害児の数、同イの（1）の（二）、（2）の（二）及び（3）の（二）を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの（1）の（三）、（2）の（三）及び（3）の（三）を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。
- ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの（1）の（四）、（2）の（四）及び（3）の（四）を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準イの（1）又は（2）の基準を満たしていること。
- ハ 通所給付費等単位数表第3の1のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準イの（2）の基準を満たしていること。

八の二 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の4及び注2の2のこども家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の5及び注2の3のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のニの（1）を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

- ロ 通所給付費等単位数表第3の1のニの（2）を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所の施設基準
指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

- （1） 通所給付費等単位数表第3の1のロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。
- （2） スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して放課後等デイサービスを提供することができる旨を公表していること。
- ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の（１）及び（２）のいずれにも該当すること。

（１） 通所給付費等単位数表第３の１のロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

（２） スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して放課後等デイサービスを提供することができる旨を公表していること。

十 通所給付費等単位数表第３の７の注１の２のこども家庭庁長官が定める施設基準

指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）又は共生型放課後等デイサービス事業（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービス事業をいう。）を行う事業所において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

十の二 通所給付費等単位数表第３の７の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十の三 通所給付費等単位数表第３の９の注１の２のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の三の規定を準用する。

十の四 通所給付費等単位数表第３の９の注１の３のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の四の規定を準用する。

十の五 通所給付費等単位数表第３の９の注２のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十の六 通所給付費等単位数表第３の９の注３のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十の七 通所給付費等単位数表第３の１０の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハマまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）に位置付けられた内容の放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は三時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は五時間である障害児を受け入れることとしていること。

ロ 休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合、指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている当該日の営業時間が六時間以上であること。

ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

十一 通所給付費等単位数表第３の１０の注３のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハマまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第七十一条、第七十一条の二又は第七十一条の六において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等デイサービスを行うこと。

ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

十二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表２経過障害児通所給付費等単位数表（以下「経過障害児通所給付費等単位数表」という。）第１の１の主として難聴児経過的児童発達支援給付費の注１のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１のイの（１）、（２）及び（３）、ロの（１）、（２）及び（３）並びにハの（１）、（２）及び（３）を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の（１）及び（２）のいずれにも該当すること。

（１） 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに一部改正府令第二条による改正前の指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1のイの

(1)、ロの(1)及びハの(1)を算定する障害児の数、同イの(2)、ロの(2)及びハの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数並びに同イの(3)、ロの(3)及びハの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1のイの(4)、ロの(4)及びハの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準イの(1)の基準を満たしていること。

十二の二 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の10の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士を配置していること。

ロ 聴力検査室を有すること。

十二の三 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の12の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二の四 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の14の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十二の五 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の14の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十二の六 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の15の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の七の規定を準用する。

十二の七 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

一部改正府令附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

十二の八 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準第三号のイの規定を準用する。

ロ 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準第三号のロの規定を準用する。

十二の九 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の12の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二の十 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十二の十一 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十二の十二 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の15の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第五号の規定を準用する。

十二の十三 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の11の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二の十四 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の12の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十二の十五 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の12の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十二の十六 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第五号の規定を準用する。

十二の十七 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）別表障害児入所給付費等単位数表（以下「入所給付費等単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注4のこども家庭庁長官が定める施設基準

専任の職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に三年以上従事していた者に限る。）を一以上配置していること。

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児

童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の（１）から（７）までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、（１）から（３）まで、（５）及び（７）に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は（８）に適合すること。

（１） 入所給付費単位数表第１の１の注５のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

（２） 加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次の（一）及び（二）に掲げる基準に適合すること。

（一） 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

（二） 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。

（３） 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

（４） 重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

（５） 重度障害児入所棟は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

（６） 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

（７） 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

（８） 当分の間、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

ロ 入所給付費単位数表第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の（１）又は（２）に掲げる基準のいずれかに適合すること。

（１） 入所給付費単位数表第１の１の注５のトの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の（一）から（十）までに掲げる基準（入所給付費単位数表第１の９の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、（一）から（六）まで、（八）及び（九）に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

（一） 重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

（二） 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

（三） 重度肢体不自由児入所棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

（四） 重度肢体不自由児入所棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

（五） 重度肢体不自由児入所棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

（六） 重度肢体不自由児入所棟は、原則として、重度肢体不自由児入所棟以外の入所棟の入所定員が五十人以上である入所棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に設置するものとする。

（七） 重度肢体不自由児入所棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

（八） 重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

（九） 重度肢体不自由児入所棟の居室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

（十） 重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

- (2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。
- 十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2のこども家庭庁長官が定める施設基準
- 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。
- 十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のこども家庭庁長官が定める施設基準
- 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- イ 指定福祉型障害児入所施設の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。
- ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの（1）及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること。
- （1） 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が八人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二以上。
- （2） 加算対象児の数が九人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。
- ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。
- ニ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する指定福祉型障害児入所施設にあっては、従業者のうち中核的支援人材養成研修（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）別表に定める内容以上の研修（令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る。）をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、ハに定める支援計画シート等の作成に係る助言を行うこと。
- ホ 心理担当職員を一以上配置すること。
- へ 加算対象児の居室は、原則として個室とし、日常生活の支援において、自傷行為（自身を傷つける行為をいう。）、他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。）及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する状態の際に一時的に落ち着くことができる空間を設けていること。
- 十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9のこども家庭庁長官が定める施設基準
- 次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- イ 指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理担当職員を一以上配置していること。
- ロ 心理担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- ハ 心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
- ニ 心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。
- 十五の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注12のこども家庭庁長官が定める施設基準
- イ 入所給付費単位数表第1の1の注12のイ及びハを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準
- 入所給付費単位数表第1の1のイ、ハ又はニを算定する施設であって、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。
- ロ 入所給付費単位数表第1の1の注12のロ及びニを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準
- 入所給付費単位数表第1の1のロ又はホを算定する施設であって、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が四十点以上であること。
- 十六 入所給付費単位数表第1の3の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準
- 次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- イ 原則として、指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（入所給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。
- ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次の（1）及び（2）に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （1） 原則として個室とすること。
- （2） 通常の家生活に必要な設備を設けること。
- 十六の二 入所給付費単位数表第1の8の2の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準
- 次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。）を一以上配置していること。

ロ 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

十七 入所給付費単位数表第1の9の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）を一以上配置すること。

ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。

ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を十人とすることができるものとする。

へ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画（指定入所基準第三条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

十七の二 入所給付費単位数表第1の9の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、入所給付費単位数表第1の9の注2に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア（以下「サテライト型小規模グループケア」という。）の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を三以上配置し、そのうち一以上は専任であること。

ロ 設備については、サテライト型小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。

ハ サテライト型小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から六人までとすること。

ニ サテライト型小規模グループケアの提供に当たっては、入所給付費単位数表第1の9の注2に規定する本体施設と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある建物において行うこと。

ホ 前号のハ、ニ及びへに掲げる基準に該当すること。

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の（1）から（7）までに掲げる基準（入所給付費単位数表第2の5の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、（1）から（3）まで、（5）及び（7）に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は（8）に適合すること。

（1） 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下この号において「重度障害児病棟」という。）であつて、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

（2） 加算の対象となる障害児の病室は、設備運営基準第五十七条に定めるもののほか、次の（一）から（三）までに掲げる基準に適合すること。

（一） 一階に設けること。

（二） 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの病室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

（三） 必要に応じ、一人用病室及び二人用病室を設けることとし、一人用病室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用病室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。

（3） 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

（4） 重度障害児病棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

(5) 重度障害児病棟は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

(6) 重度障害児病棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(7) 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児病棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(8) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

ロ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であって、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(一)から(十)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第2の5の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(一)から(六)まで、(八)及び(九)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

(一) 重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(二) 浴室、機能訓練・遊戯室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

(三) 重度肢体不自由児病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(四) 重度肢体不自由児病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。

(五) 重度肢体不自由児病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。

(六) 重度肢体不自由児病棟は、原則として、重度肢体不自由児病棟以外の病棟の入所定員が五十人以上である病棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設に設置するものとする。

(七) 重度肢体不自由児病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。

(八) 重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。

(九) 重度肢体不自由児病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

(十) 重度肢体不自由児病棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

(2) 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

十八の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の2のこども家庭庁長官が定める施設基準第十三号の二の規定を準用する。

十八の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注5の2のこども家庭庁長官が定める施設基準第十四号の規定を準用する。

十八の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

十九 入所給付費単位数表第2の2の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 原則として、医療型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（障害児入所給付費単位数表第2の2の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。

ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の病室が、次の(1)及び(2)に掲げるいずれの基準にも適合すること。

(1) 原則として個室とすること。

(2) 通常の家庭生活に必要な設備を設けること。

十九の二 入所給付費単位数表第2の3の2の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

(1) 児童指導員及び保育士の総数 通じておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

(2) 児童指導員 一以上

(3) 保育士 一以上

ロ 主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあっては、従業者及びその員数について、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 児童指導員 一以上

(2) 保育士 一以上

十九の三 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のこども家庭庁長官が定める施設基準

第十六号の二の規定を準用する。

二十 入所給付費単位数表第2の5の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条に定める従業員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)を一以上配置すること。

ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる設備を設けないことができるものとする。

(1) 障害児の障害の特性から、小規模グループケアの単位において調理することが困難な場合であって、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備において調理することが適当な場合 台所

(2) 小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合 浴室

(3) 障害児の障害の特性から、小規模グループケアの単位に当該特性に対応した便所を設けることが困難な場合 便所

ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。

ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とすること。

ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、四人から八人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を十人とすることができるものとする。

ヘ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

前文〔抄〕〔平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号〕

平成二十五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二五年三月二九日厚生労働省告示第一〇三号〕

平成二十五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二五年七月一一日厚生労働省告示第二三九号〕

平成二十五年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二七年三月二七日厚生労働省告示第一七七号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二七年八月三一日厚生労働省告示第三五七号〕

平成二十七年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二九年三月二七日厚生労働省告示第八四号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第一〇八号〕

平成三十年四月一日から適用する。ただし、同日から平成三十一年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第八号中「点以上」とあるのは、「点以上又はこれに準ずる状態」とする。

前文〔抄〕〔平成三一年三月二五日厚生労働省告示第八七号〕

平成三十一年十月一日から適用する。

附 則〔令和三年三月二三日厚生労働省告示第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(医療的ケア区分に係る経過措置)

第九条 施行日から令和四年六月三十日までの間は、第十二条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める者第五号の五、新障害児通所給付費等単位数表第1の1のイ並びに第三十条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第三号、第九号及び第十五号の二中「以上である」とあるのは「以上又はこれに準ずる状態である」とする。

附 則〔令和五年三月三十一日厚生労働省告示第一六七号抄〕

(適用期日)

第一条 この告示は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により厚生労働大臣が行った行為は、この告示の適用後は、この告示による改正後のそれぞれの告示の相当規定により相当の国の機関がした行為とみなす。

附 則〔令和六年三月一五日こども家庭庁告示第三号抄〕

(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕